

令和6年度第2回山口市国民健康保険運営協議会

事前質問に対する回答

【議題(1)】関連質問

① 令和6年度決算見込みについて【関連ページ：P2、P5】（質問委員：A委員）

質問内容	審査支払手数料が当初予算に比べ約40%減額予定なのはなぜか。
回 答	審査支払手数料は診療報酬の審査支払業務に係る手数料として山口県国民健康保険団体連合会（国保連合会）へ支払うもので、国保連合会は本市を含む構成団体からの負担金により運営されています。 国保連合会の令和5年度診療報酬審査支払特別会計において剰余金が生じたことから、その処分について総会で令和6年度の審査支払手数料と相殺することが決定され、令和6年9月請求分から実施されることとなったことにより、支出額が大幅に減少する見込みとなったものです。（山口市の相殺額：1,468万4,416円）

② 国民健康保険料(税)の収納状況について【関連ページ：P3】（質問委員：B委員）

質問内容	令和6年度の収納状況（令和6年12月末現在）の滞納繰越分について、退職被保険者の収納率が前年12月末時点と比べかなり低調となっているが、収納率について、所見を伺う。 滞納繰越者自体の数が減っている、分割での納付をされているなどあると思うが、一般被保険者についてもわずかながら減っているところを見ると納付が難しい状況がある、物価高騰や様々な社会情勢もあるのかと想像するが、どう受け止めておられるのか合わせて伺う。
回 答	退職者医療制度は現在では廃止となり、滞納繰越額は年々減少していますが、調定額が約280万円と少なくなっていることや、一般被保険者と退職被保険者を区分けすることなく滞納整理を進めていることなどにより、滞納被保険者の収納率については、各年度間で変動が生じているものです。 また、一般被保険者についても前年同月時点との比較で収納率が低くなっておりませんが、御案内のとおり、物価高騰や様々な社会的要因が収納率に影響を及ぼしているものと考えております。そのような状況にありましても、保険制度の維持や負担の公平性の観点から、納付勧奨や納付相談などに取り組み、保険料の確保に努めてまいりたいと考えております。

③ 保険証廃止について【関連ページ：P 7】（質問委員：A 委員）

質問内容	政府の広報などにより、マイナ保険証への切り替えが必要だと勘違いされている方もおられる。市への問合せや相談は何件あったか。
回 答	マイナ保険証への切り替えについての問合せや相談の件数は記録しておりませんが、問合せ等をいただいた際の説明といたしまして、マイナンバーカードやマイナ保険証をお持ちでない方に対しては、従来の保険証の有効期限を迎えるまでに資格確認書を市から自動的に郵送すること、また、その資格確認書を医療機関等の窓口で提示することにより、これまでどおりの負担割合で受診することが可能なことをお伝えし、御理解をいただいているところです。 今後も被保険者の皆様が安心して保険診療を受けられるよう、引き続き、市報や市ホームページ、チラシ等で周知に努めてまいります。

④ ジェネリック医薬品差額通知について【関連ページ：P 9】（質問委員：A 委員）

質問内容	差額通知書の送付は 200 円以上の差が生じる場合としているが、はがきでの郵送も、物価高、郵便料金引上げで費用対効果という点で 200 円という基準の変更が必要ではないか。 また、後発医薬品利用率が高水準で推移しており、市民の関心も高まったといえる。差額通知の頻度を減らす、または見送る、などして職員の事務量を減らしてもいいのではないか。
回 答	差額通知書の作成・発送については、山口県国民健康保険団体連合会に委託し、実施しており、通知する金額等の抽出条件は、山口県、山口県医師会及び山口県国民健康保険団体連合会の協議により決定されているため、本市独自の条件設定はできないところです。 また、差額通知は、処方されている先発医薬品を後発医薬品に変更するとどの程度の薬代が削減できるのかをお知らせするもので、対象となる方へは年 1 回の通知としております。後発医薬品への変更を検討するきっかけとして効果的な役割を担っているものと認識しており、医療費適正化を促進するための重要な事業として国費や県費の財源も確保できますことから、引き続き、現行どおり実施したいと考えております。

【議題(2)】 関連質問

① 令和7年度予算(案)について【関連ページ：P21】

(質問委員：①－1～3 A委員、①－4 B委員)

質問内容	①－1 事業費納付金が前年度と比較して減額となる理由は何か。
回 答	事業費納付金の額は県において算定されていますが、医療分については、①被保険者数の減少により、事業費納付金の算定基礎となる保険給付費の総額が減少したこと、②被保険者に占める前期高齢者の増加により、前期高齢者交付金の額が増加したこと（社会保険診療報酬支払基金から都道府県国保へ交付、事業費納付金の減額要素）、③事業費納付金の市町への割当において、県の激変緩和基準に基づき、本市の納付金が約5,600万円減額されたこと、が主な要因です。 後期分、介護分については、国が算定する県全体の納付金額の減少が主な要因ですが、後期分については、医療分と同様に県の激変緩和基準に基づき、本市の納付金が約2,800万円減額されています。
質問内容	①－2 保険料率を引き上げることによる増収はいくらになるのか。（引上げがなかった場合との比較）
回 答	保険料率の引上げにより増加する収入には、保険料と一般会計繰入金（保険基盤安定繰入金）があり、現行の保険料率を据え置いた場合と比較すると、合計で約2.6億円の増収になると見込んでいます。 【内訳】 保険料 約1億9,200万円（医療分・支援分・介護分合計） 保険基盤安定繰入金 約6,500万円（保険料軽減分・保険者支援分合計）
質問内容	①－3 基金繰入金は例年当初予算より決算が数億円引き下がる。収入の予算に余裕を持たせて予算案を立てることによるものだ。 基金はその時の加入者の保険料で積み立てられたものであり、財政を安定的に運営するものであって、後年世代の保険料引下げに使われるものであってはならない。 「山口市基金の設置、管理及び処分にに関する条例」の規定では、山口市国民健康保険支払準備基金の設置目的は国保事業の健全な運営に資するため、処分することができる場合は (1) 国民健康保険事業費納付金の納付の財源に充てるとき。 (2) 保健事業に要する経費の財源に充てるとき。 (3) 国庫支出金、県支出金等の償還等の財源に充てるとき。 であり、後年の保険料抑制は目的ではない。 この条例に照らして、基金保有のこれまでの説明との整合はどうか。
回 答	基金からの繰入金については、条例の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金の納付に充てるものです。これにより、保険料で確保する対象の事業費が減り、保険料の賦課総額が減少することから、基金からの繰入がない場合と比較して保険料率を低く抑えることが可能となります。

質問内容	①－４ 令和６年１２月の山口市議会定例会一般質問で、令和７年度以降、急激な引上げとならないよう段階的にということで、基金を繰り入れながらも保険料を引き上げていくと答弁があったが、予算案を見ると、基金の繰り入れが約２億円となっている。 社会情勢として物価高騰やガソリンの高騰、令和７年度からは水道料金も引き上げされる等、市民の生活はかなり厳しい状況となっているが、この２億円という繰入額はどのように検討し提案されたのか。また、保険料の引上げ率について、急激に引き上げないということも踏まえつつ、来年度以降の中長期的な観点から令和７年度の予算案を提案されているのか伺う。
回 答	令和７年度の基金繰入金の額については、令和６年度末の基金残高の見込みと、令和８年度以降も保険料率の引上げが必要となる可能性が高いという見通しの下、①基金繰入金を一定程度活用することで単年度の引上げ幅を抑制することとし、目安として、県内他市における保険料率の改定例を参考に、所得割の引上げ幅を医療分、支援分、介護分の合計で１％未満とすること、②令和７年度から概ね３か年にわたり基金繰入金を活用した保険料の激変緩和を行うことが可能な繰入額とすること、③不測の財源不足に備えて１～２億円程度の基金残高を維持すること、の３点を基本的な考え方として検討いたしました。 令和６年度末の基金残高については、６億７千万円から８億６千万円程度と見込んでおり、そこから最終的に維持する基金残高の１～２億円を除いた額を概ね３か年の激変緩和の財源として想定すると、令和７年度の基金繰入額については２億円程度が適当と考え、このたびお示しした保険料率案及び基金繰入額を設定いたしました。

【議題(3)】 関連質問

① 令和7年度保険料率(案)について【関連ページ：P26、別冊資料】(質問委員：A委員)

質問内容	①－1 県内他市との比較表を示してほしい。
回 答	(別紙「県内13市の国民健康保険料(税)率」※令和6年度)

質問内容	①－2 子どもの均等割を18歳まで無料にすべきだ。一般会計からの繰り入れで、国保会計に影響がないようにすることを求める。その場合影響額はどうか。
回 答	18歳までの子どもの均等割保険料を無料にする場合には、約3,800万円の財源が必要となります。 保険料の賦課に関する事項については、国民健康保険法において「政令で定める基準に従って条例又は規約で定める。」とされており、厚生労働省は、令和4年7月25日付けの資料「未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置に係る考え方」において、「国民健康保険料(税)を賦課する際、国の基準を超えて、独自に保険料(税)の減額賦課について条例で定めることはできない仕組み」との見解を示しています。 また、保険料の軽減のため市が独自に一般会計からの繰入を行った場合、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」に当たり、赤字削減・解消計画を策定し赤字削減等に取り組む必要があることに加え、保険者努力支援制度における評価点が県と市の両方で減少することにより同制度の交付金収入が減少することとなります。 以上から、市が独自に18歳未満の子どもの均等割保険料を無料にすることは現時点では難しいと考えております。

県内 1 3 市の国民健康保険料(税)率

所得割：世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課するもの
 均等割：世帯に属する被保険者数に応じて賦課するもの
 平等割：世帯ごとに賦課するもの

令和 6 年度

保険者名	医療分						後期高齢者支援金等分						介護分					
	所得割		均等割		平等割		所得割		均等割		平等割		所得割		均等割		平等割	
宇部市	9.50%	1	25,700円	5	21,900円	4	3.00%	1	8,500円	5	7,300円	5	2.50%	5	8,300円	9	5,500円	8
山口市	8.90%	2	22,900円	12	23,000円	3	2.60%	6	6,600円	11	6,300円	10	3.00%	1	8,200円	10	6,000円	3
下関市	8.80%	3	25,000円	7	21,900円	4	2.80%	2	8,100円	7	7,100円	6	2.70%	3	8,800円	7	5,800円	7
岩国市	8.80%	3	24,960円	8	21,120円	6	2.20%	12	6,000円	13	4,800円	13	2.20%	9	6,960円	13	4,200円	13
防府市	8.30%	5	30,200円	1	26,400円	1	1.70%	13	6,300円	12	5,400円	12	2.20%	9	9,400円	4	6,000円	3
山陽小野田市	8.30%	5	23,400円	10	21,000円	7	2.80%	2	8,000円	9	7,100円	6	2.40%	8	7,700円	12	5,100円	11
長門市	8.00%	7	25,200円	6	23,400円	2	2.80%	2	9,000円	2	8,400円	1	2.50%	5	9,900円	1	6,300円	2
萩市	7.55%	8	26,300円	3	20,500円	8	2.33%	11	8,200円	6	6,300円	10	2.10%	12	9,100円	5	5,300円	10
光市	7.50%	9	22,200円	13	19,800円	11	2.50%	8	8,100円	7	7,600円	2	2.80%	2	8,700円	8	6,000円	3
柳井市	7.40%	10	25,800円	4	20,400円	9	2.50%	8	8,700円	3	7,400円	4	2.50%	5	8,000円	11	6,600円	1
下松市	7.30%	11	23,000円	11	20,000円	10	2.70%	5	7,500円	10	7,500円	3	2.70%	3	8,900円	6	6,000円	3
周南市	6.80%	12	24,700円	9	18,890円	12	2.51%	7	8,700円	3	6,990円	8	2.19%	11	9,810円	2	5,370円	9
美祢市	6.20%	13	27,200円	2	17,200円	13	2.50%	8	10,800円	1	6,800円	9	1.90%	13	9,800円	3	4,800円	12

※医療分所得割の料率が高い方（所得割料率が同じものについては均等割額が高い方）から並べ替えたもの

※各欄の右の数字は料率が高い方から順位を付したもの

保険者名	医療分			後期高齢者支援金等分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
山口市改定案	9.30%	24,600円	23,000円	3.00%	8,200円	7,400円	3.10%	9,200円	6,100円